

第 27 回高石市入札等監視委員会議事概要

開催日時及び場所	令和 2 年 6 月 3 0 日（火）午後 6 時 0 0 分～午後 7 時 1 5 分 高石市役所 別館会議室 1 1 1	
出席委員	3 名全員（大学准教授 1 名、弁護士 1 名、公認会計士 1 名）	
事務局	契約検査課 : 古川課長、武田課長代理、中村主事、濱田主事 建築住宅課 : 松本課長代理、牛山主任、富永主事 上下水道課 : 伊奈課長、堀課長代理、北口給水係長 土木管理課 : 梅原課長、中村課長代理、上野交通公園係長	
審議対象期間	令和元年 1 0 月～令和 2 年 3 月	
抽出案件	7 件	一般競争入札 ・高石配水場受変電設備更新工事 通常指名競争入札 ・高南中学校及び高陽小学校トイレ大規模改修工事 ・高石小学校及び清高小学校トイレ大規模改修工事 ・加茂小学校及び取石小学校トイレ大規模改修工事 ・高石消防署給油設備改修工事 随意契約 ・ブロック塀改修工事（コアラ公園）に伴う付帯工事 ・避難施設電気整備工事
一般競争入札	1 件	
公募型指名競争入札等	1 件	
通常指名競争入札	4 件	
随意契約	2 件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	別紙のとおり	
委員会意見の内容	今期の入札契約手続きは概ね妥当である。	

委員	事務局
1 令和元年度下半期の工事請負に係る入札及び契約手続の運用状況について	
	<p>○ 入札及び契約の運用状況について事務局から説明があった。</p> <p>令和元年度下半期の令和元年10月1日～令和2年3月31日では、総契約件数が28件、契約金額の合計は6億1681万6200円、平均落札率は82.8%となっている。</p> <p>入札・契約方式別では、一般競争入札、通常指名競争入札及び随意契約であり、公募型指名競争入札については該当がなかった。</p> <p>発注機関別では、契約検査課発注分については、通常指名競争入札が20件、随意契約が3件、上下水道課発注分については、一般競争入札が1件、通常指名競争入札が4件、随意契約については該当がなかった。</p> <p>昨年度との比較では、平成30年度下半期が、契約件数27件、契約金額が約1億7000万円に対し、令和元年度下半期は、契約件数が28件、契約金額が約6億1600万円と、件数に大きな増減はないものの、金額は昨年度下半期実績を大きく上回った。</p> <p>令和元年度下半期発注分の工事の特徴として、契約検査課発注分においては、市内の小中学校のトイレ大規模改修工事6件を発注し、全体の契約金額の約70%であった。水道事業においては、高石配水場長寿命化計画に伴う受変電設備更新工事を一般競争入札で執行した。</p>
2 令和元年度下半期における指名停止の状況、談合情報の状況及び契約解除の状況について	
	<p>○ 指名停止の状況、談合情報及び契約解除の状況について事務局から次のように説明があった。</p> <p>令和元年度下半期は3件の指名停止措置を行い、談合情報、契約解除についてはいずれも該当は無かった。</p>

<p>3 抽出事案の審議について</p>	
<p>○ 抽出担当委員から抽出理由について次のような説明があった。</p> <p>〈契約検査課発注工事〉</p> <p>「高南中学校及び高陽小学校トイレ大規模改修工事」「高石小学校及び清高小学校トイレ大規模改修工事」「加茂小学校及び取石小学校トイレ大規模改修工事」について、取り抜け方式により連続して入札を執行しているが、談合等の受注調整がなかったかを確認するため抽出した。</p> <p>次に、「高石消防署給油設備改修工事」について、辞退者が多いため、その理由等を確認したい。</p> <p>随意契約の「ブロック塀改修工事（コアラ公園）に伴う付帯工事」は、随意契約のガイドラインに基づいた運用がなされているか確認したい。</p> <p>同じく随意契約の「避難施設電気整備工事」は、各社の見積価格の差が大きいため、設計金額等に問題がなかったか確認したい。</p> <p>〈上下水道課発注工事〉</p> <p>「高石配水場受変電設備更新工事」について、今期の一番高額な工事であり、条件付一般競争入札ということで、適切な執行がなされたか確認したい。</p> <p>なお、これら抽出案件の審議については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、工事担当課説明員の出席を最小限とするため、工事担当課別に審議を行う。</p> <p>○ブロック塀改修工事（コアラ公園）に伴う付帯工事</p> <p>本案件に係る、本体工事の内容が大幅に変更となったということだが、変更点につ</p>	<p>[土木管理課]</p> <p>本体工事の内容は、平成 30 年に発生した大阪北部地震を受け、公共施設のブロック塀</p>

<p>いて説明願いたい。</p> <p>別途、付帯工事を発注したとのことだが、本体工事の支払いはどのような扱いになるのか。</p> <p>落札額について、予定価格との差が見受けられるが、品質等の問題が発生することはないか。</p> <p>○高石配水場受変電設備更新工事</p> <p>入札日が令和元年10月4日ということだが、高石市競争入札審査会が開催された日はいつか。</p> <p>また、審査会の構成はどのようなになっているか。</p> <p>入札参加資格に記載の(7)から(14)については審査会で決定されたという理解でよいのか。</p> <p>○高南中学校及び高陽小学校トイレ大規模改修工事</p> <p>○高石小学校及び清高小学校トイレ大規模改修工事</p>	<p>等を調査し、緊急対策工事として行ったもので、当該公園内に設置されている既設コンクリートブロック塀において、建築基準法上、既存不適格となっている部分を撤去し、基礎部を含めた残存部分の上に新たな目隠しフェンスを設置する予定であったが、隣接地との境界に設置されている一部区間については隣接住民との協議により、隣接地のプライバシーを確保できる高さのフェンスを新設するという内容に変更する必要が生じた。</p> <p>この変更に伴う当該フェンス新設に係る工事については、本体工事受注者と付帯工事として別途、随意契約を行った。</p> <p>[土木管理課]</p> <p>本体工事は、変更となった内容について清算の上、減額の変更契約を行い、支払いまで完了している。</p> <p>本工事についても、公共積算基準に基づき設計しており、落札率に関しても、他の土木一式工事の入札とほぼ同水準であり、品質等に問題はないと考えている。</p> <p>入札前の令和元年8月19日と、入札後の事後審査として同年10月9日に開催している。</p> <p>構成員については、副市長を委員長とし、5名の部長が委員となっている。</p> <p>(7)以降の要件については、一般競争入札の各仕様に応じて事務局から提案し、審議の上で決定している。</p>
--	---

<p>○加茂小学校及び取石小学校トイレ大規模改修工事</p> <p>過去にトイレの改修工事を行ったことはあるか。</p> <p>一連の工事について、取り抜け方式で実施されているが、工事によっては辞退する等参加業者が異なっている。事前に参加する工事を調整するなど、不正な動きがあるという情報はなかったか。</p> <p>今後の入札において、特に取り抜け方式の場合、事前に恣意的な調整がはたらいでないか、或いはそのような情報がないかについて、確認をお願いしたい。</p> <p>○高石消防署給油設備改修工事</p> <p>辞退が多い理由について何か説明はあるか。</p> <p>参加した2者の結果を見ると、1者は事前公表としている最低制限価格以上の金額で応札しており、貴市の入札結果の傾向からすると、入札には参加するものの、受注意欲が無かったものと感じられるが、結果的にこうなったという理解でよいか。</p> <p>受注調整等の情報はないか。</p>	<p>[建築住宅課]</p> <p>2年前に今回とは異なるフロアで実施している。</p> <p>調整等の情報は無かったが、辞退理由として、1校だけの工事と2校にまたがる工事があったため、工期の関係で、1校だけの工事のみ参加するというものや、施工管理の都合上、自社から距離が近い工事に参加したい等があったため、参加する工事を選んでいたと考えている。</p> <p>給油設備という、いわゆる管工事の中でも、本市では発注頻度の少ない特殊な工事であるため、受注経験の少ない業者が敬遠した結果と推測している。管工事の工種は幅広く、空調工事や水道の管工事も含まれており、工事の内容によっては各社で、得意・不得意があり辞退者が多くなることもある。</p> <p>このようなケースについては、最低制限価格では請け負うことができないため、今回のように応札したと考えているが、或いは指名を受けた以上、辞退という形はとらずに、最低制限価格以上の金額で応札することによって受注を敬遠したという可能性も考えられる。</p> <p>そのような情報はない。</p>
---	---

<p>○避難施設電気整備工事</p> <p>随意契約ではあるが、一者による随意契約ではなく相見積りの観点で実施したということか。</p> <p>業者選定はどのように行うのか。</p> <p>各社の応札額に幅がある理由は。</p>	<p>本市契約規則に基づき、予定価格が130万円以下の工事については、随意契約としている。随意契約については原則、複数社による競争見積合わせを行っている。</p> <p>指名競争入札の選定基準に準じて選定を行っている。</p> <p>[建築住宅課]</p> <p>突出した高額で応札した業者については、見積りの際に、一部仕様を誤って解釈して積算してしまったと聞いている。他の業者については、労務費の積み上げ方による誤差の範囲内であると考えている。</p>
--	---